

## 平成 30 年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を公表します。

### 情報公開制度

情報公開制度とは・・・市が保有する市政情報の公開を請求することができる制度です。

情報公開請求は、誰でも請求することができます。

平成 30 年度の情報公開制度の運用状況は（表 1）のとおりです。

（表1） 市政情報公開請求の処理状況内訳

（平成 30 年度）

請求件数	公開	一部公開	非公開	取下げ	その他	不服申立て	
						件数	取下げ
26	8	9	9	0	0	0	0

公開請求 26 件の分野別の内訳は、総務企画部関係が 6 件、市民部関係が 3 件、福祉健康部関係が 4 件、経済建設部関係が 2 件、教育部関係が 10 件、消防本部関係が 1 件でした。

公開請求の一部を挙げると、

- 1 豊見城市内全域の防火対象物の一覧の写し（公開）
- 2 豊見城市庁舎建設確認申請書関係の情報（一部公開）

などがあります。

### 個人情報保護制度

個人情報保護制度とは・・・市が保有する自己に関する情報の公開又は訂正等を請求することができる制度です。

平成 30 年度の個人情報保護制度の運用状況は（表 2）のとおりです。

（表2） 個人情報開示請求等処理状況内訳

（平成 30 年度）

請求件数	開示	一部開示	不開示	拒否	取下げ	不服申立て	訂正請求	削除請求	中止請求
5	3	1	1	0	0	0	0	0	0

開示請求 5 件の分野別の内訳は、総務企画部に対するものが 1 件、市民部に対するものが 2 件、福祉健康部に対するものが 2 件でした。

開示請求の内容は、

家屋評価調書（一部開示）

などがあります。

情報公開制度・個人情報保護制度に関するお問い合わせ 総務企画部総務課

電話 850-0024